

小川晶市長に対する辞職勧告決議案

2025年9月26日

日本共産党前橋市議会議員団

議員 近藤好枝

議員 小林久子

議員 吉田直弘

議員 吉原大輔

小川晶市長に対し、次のとおり理由を示し、辞職を勧告する。

- 1、市長の振る舞いにより職員、行政、議会に多大な混乱をきたし、市政に対する市民の信頼を失墜し反省が認められない。
- 2、市議会に対する市長の説明は、記者会見の内容を超えていない。そもそも議会に対し先に具体的な説明をすべきであり、これは議会軽視である。
- 3、市民の市政運営についての付託や信頼に対する裏切り行為である。
- 4、妻帯者である本市職員を伴い、ラブホテルに入る行為で当該職員の家族、関係者に対し多大な精神的苦痛を与えた。
- 5、公務時間中に私的に公用車を利用したこと。記録的短時間大雨情報のさなかにラブホテルに入る振る舞いなど各種の疑惑に対する説明が不十分である。
- 6、当該職員の降格処分を行いながら、市長自身は辞職の意思を表明していない。

今回の不祥事によって前橋市民が不利益を被らないよう、そして、市政に対する市民の信頼を早期に回復し、次世代へ前橋市が受け継がれてさらに発展するため、小川晶市長に対し、速やかに市長の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。